

厚生労働省委託事業「地域の特性を活かした
休暇取得促進のための環境整備事業」
厚生労働省では、静岡県と連携を図りながら地域に
おける休暇取得推進の働きかけを行っています

Work Life Balance ワーク・ライフ・バランス

年次有給休暇を活用して家族・生活に潤いを！



8月は夏季休暇に年次有給休暇をからめて長期休暇を取得してリフレッシュ。地域のイベント参加、施設利用、家族とふれ合う時間、自分のための時間をつくるなど **仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）** の実現をはかりましょう。



歩くだけで「わくわくドキドキ」するまち

まちは劇場!
SHIZUOKACITY

8月は年次有給休暇を夏季休暇や祝日に絡めて、連続休暇を計画しましょう！！

計画的な連続休暇取得のススメ

清水みなと祭り期間

8 August						
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

例えば・●○は夏季休暇、○は年次有給休暇設定日とするなど8月はこんな活用が考えられます

年次有給休暇って何？

年次有給休暇は法律で定められた労働者に与えられた権利です！

労働基準法において、労働者は、

- 1 半年間継続して雇われている
- 2 全労働日の8割以上出勤をしている

この2点を満たしていれば年次有給休暇を取得することができます

正社員・パートタイム労働者などの区分に関係なく一定条件を満たしていれば年次有給休暇が付与されます。

年次有給休暇の付与日数

通常の労働者の付与日数

勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者の付与日数

付与日数	週所定労働日数	1年間の所定労働日数※	継続勤務年数						
			0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
4日	4日	169~216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	3日	121~168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	2日	73~120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	1日	48~72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

※週以外の期間によって労働日数が定められている場合

年次有給休暇を活用しましょう

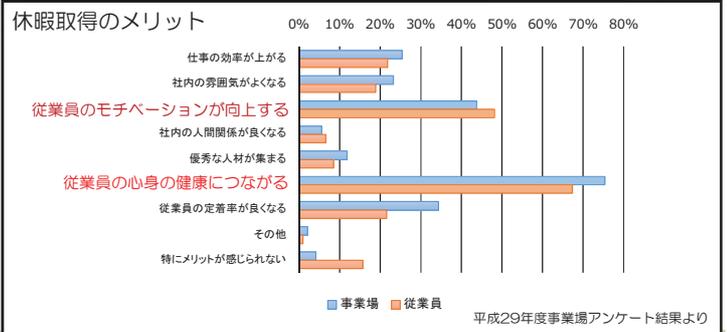
計画的・効率的に働いて、年次有給休暇を取得しましょう！

休暇を取って何をする？
目的を持って、休暇を計画的に取得すると、さらに充実した仕事と生活の調和が図れるかもしれません



年次有給休暇のメリットは？

従業員の「心身の健康につながる」
「モチベーションが向上する」



年次有給休暇を活用して

私たちの地域を満喫しましょう

市内には観光・ホビーなど楽しむところがいっぱいあります！

地元のイベントのほかにも休暇を利用して地域を楽しみましょう。静岡市内にはここにある以外にもリフレッシュできるところがたくさんあります。

